

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第61回理事会

平成14年6月

第 6 1 回 通常理事会次第

平成14年6月4日(火) 午後6時～

虎の門パストラル5F オーク

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 事

(1) 第1号議案 平成13年度事業報告について

(2) 第2号議案 平成13年度収支計算書について

会計監査報告

(3) 第3号議案 償い金不足の対応について

4. 運営審議会諮問事項の答申(運営審議会委員長報告)

5. そ の 他

平成 13 年度事業報告書

資料番号 /

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成 13 年度においては、いわゆる元従軍慰安婦とされた方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業並びに女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を次のとおり実施した。

1. 償い事業

平成 12 年度に引き続き、国民的な償いを表す事業を申請された方々に対して実施した。

- (1) フィリピン事業は、平成 13 年 8 月 12 日予定通り事業申請を終了した。
- (2) 韓国事業については、韓国側の反対など諸般の事情により、1999 年 7 月以降事業は停止状態にあったため、当初発表した平成 14 年 1 月 10 日の事業申請終了期日には事業を終了せず、停止状態を続けることとしたが、その後この状況が変わる可能性がないことから、平成 14 年 2 月 15 日の理事会において同日をもって停止状態を解き、「償い事業」全体の終了日と想定していた、平成 14 年 5 月 1 日に韓国での事業についても終了することとし、その旨を発表した。
- (3) 平成 14 年 3 月末現在でお届けした方の総数は、213 名となっている。

2. 医療・福祉支援事業等

- (1) フィリピン、韓国、台湾における医療・福祉支援事業は、前年度に引き続き支援を実施した。
なお、申請終了等の扱いは償い事業と同様である。
- (2) オランダの事業実施委員会が行った医療・福祉分野の財サービスの提供事業は予定どおり平成 13 年 7 月 14 日に終了し、オランダにおいて終了式を行った。
- (3) インドネシア政府の行う高齢者社会福祉推進事業は、現在までに 20 ヲ所の福祉施設が完成している。なお、同事業の実施期限は、2006 年 3 月の予定となっている。

3. 女性名誉尊厳事業

一般啓発事業

- ① 基金ニュースの発行（12 月 20 日、3 月 25 日の 2 回）
- ② 基金概要資料作成
- ③ 募金及び事業に関する新聞広告 中央紙地方版・主要地方紙
- ④ 募金及び事業に関する雑誌広告
- ⑤ 償い事業申請終了外国新聞広告（フィリピン・台湾）及びテレビ広告の製作（台湾）
- ⑥ ドメスティック・バイオレンスに関する啓発ポスター制作・配布

Q&A 作成事業

- ① 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアル I & II」
- ② 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアル III」
- ③ 「DV-子どもをサポートするために」

以上3小冊子を作成・配布

地方対策事業

- ① 事業報告会（大分市）
- ② ドメスティックバイオレンスに関する公開セミナーの開催（近江八幡市、熊本市、青森市、網走市、春日井市、伊勢崎市、徳島市、岐阜市、竹田市、岩国市）
- ③ 「戦争の記憶と未来への対話」公開フォーラムの開催（東京）

NGO 支援事業

女性の名誉と尊厳を守る広報・啓発活動並びに女性の人権に関する今日的課題への自立活動等を行う NGO に対する当該事業への支援（支援 24 団体）

国際会議事業

- ① 「ジェンダーと HIV/AIDS」国際専門家会議・公開フォーラムの開催（東京）
- ② 第3回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル・公開フォーラムの開催（東京）
- ③ 「子どもの人権・大人の課題」シンポジウムの開催（横浜）
- ④ 第2回「女性と司法—裁判と女性」国際専門家会議の開催（京都）
- ⑤ 「ジェンダーと開発」シンポジウムの開催（東京）

調査研究事業

- ① 「農村地域の一般家庭における家庭内暴力についての意識及び実態」（委託）
- ② 「飲酒と DV に関する調査研究」（委託）
- ③ 「国際結婚におけるタイ人女性の現状に関する調査研究」（委託）
- ④ 「女性に対する暴力に関する電話相談の調査・分析」（委託）
- ⑤ 「武力紛争下における女性の人権」研究会の開催
- ⑥ 女性に対する暴力国連特別報告書の翻訳・出版

援助者育成研修事業

援助者のためのワークショップの開催（近江八幡市、熊本市、水戸市、岩国市、岐阜市、東京）

4. その他総務報告

(1) 理事会等の開催

理事会関係	第 52 回	4 月 23 日 書面表決 (中央省庁等再編に伴い、寄付行為の一部変更)
	第 53 回	5 月 22 日 (平成 12 年度事業報告及び決算他)
	第 54 回	9 月 25 日
	第 55 回	10 月 17 日 (評議員の選出及び運営審議会委員の選出)

第 56 回	11 月 28 日
第 57 回	12 月 17 日 (運審合同会議)
第 58 回	2 月 15 日 (運審合同会議)
第 59 回	3 月 27 日 (平成 14 年度事業計画及び予算他)

評議員会	第 16 回	4 月 23 日 書面表決 (中央省庁等再編に伴い、寄付行為の一部変更)
	第 17 回	5 月 30 日 (平成 12 年度事業報告及び決算他)
	第 18 回	10 月 31 日 (理事の選任)
	第 19 回	3 月 29 日 (平成 14 年度事業計画及び予算他)

運営審議会	第 57 回	6 月 4 日
	第 58 回	6 月 26 日
	第 59 回	10 月 15 日
	第 60 回	11 月 27 日

理事・運営審議会委員等合同会議

1 月 22 日

(2) 役員等の交代

理事	笹森 清	9 月 28 日 (辞任)
	福山真劫	9 月 28 日 (辞任)
	草野忠義	10 月 31 日 (就任)
	岡部謙治	10 月 31 日 (就任)

評議員	高島順子	10 月 12 日 (辞任)
	林 誠子	10 月 17 日 (就任)

運営審議会委員	笠見 猛	9 月 28 日 (辞任)
	山口茂記	10 月 17 日 (就任)

(3) その他

平成 13 年度収支計算書

自 平成 13 年 4 月 1 日

至 平成 14 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 基本財産運用収入	50,000	59,080	△ 9,080	
2 寄附金収入	150,000,000	27,574,758	122,425,242	
3 医療・福祉支援等事業費収入	98,000,000	98,000,000	0	
4 国庫補助金収入	296,126,000	296,126,000	0	
5 雑収入	360,000	190,661	169,339	
当期収入合計 (A)	544,536,000	421,950,499	122,585,501	
前期繰越収支差額	677,000,000	688,235,471	△ 11,235,471	
収入合計 (B)	1,221,536,000	1,110,185,970	111,350,030	
支出の部				
1 事業費支出	824,230,000	309,898,622	514,331,378	
償い事業費	320,000,000	76,000,000	244,000,000	
医療福祉支援等事業費	319,315,000	47,040,561	272,274,439	
女性名誉尊厳事業費	184,915,000	186,858,061	△ 1,943,061	
2 運営経費支出	110,809,000	107,427,939	3,381,061	
管理費	93,636,000	93,215,472	420,528	
人件費	67,835,000	66,396,668	1,438,332	
事務費	25,801,000	26,818,804	△ 1,017,804	
運営審議会等経費	4,439,000	5,419,749	△ 980,749	
海外事情調査経費	12,734,000	8,792,718	3,941,282	
3 特定預金支出				
退職引当預金繰入	402,000	1,840,000	△ 1,438,000	
4 基本財産繰入支出			0	
	0	59,080	△ 59,080	
5 予備費				
予備費	286,095,000	0	286,095,000	
当期支出合計 (C)	1,221,536,000	419,225,641	802,310,359	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 677,000,000	2,724,858	△ 679,724,858	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	690,960,329	△ 690,960,329	

正味財産増減計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
増加の部				
1 資産増加額				
当期収支差額	2,724,858			
退職引当特定預金増加額	1,840,871			
基本財産受入額	59,080			
什器備品増加額	4,128,600	8,753,409		
増加額合計			8,753,409	
減少の部				
1 資産減少額				
什器備品減価償却額	948,145			
什器備品除却額	1,647,566	2,595,711		
減少額合計			2,595,711	
当期正味財産増加額			6,157,698	
前期繰越正味財産額			733,605,101	
期末正味財産合計額			739,762,799	

貸 借 対 照 表

平成14年 3月31日 現在

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	695,446,313			
流動資産合計		695,446,313		
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	38,682,821			
基本財産合計	38,682,821			
その他の固定資産				
什器備品	4,490,715			
電話加入権	542,150			
退職給与引当特定預金	5,086,784			
その他の固定資産合計	10,119,649			
固定資産合計		48,802,470		
資 産 合 計			744,248,783	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	4,226,697			
預り金	259,287			
流動負債合計		4,485,984		
負 債 合 計			4,485,984	
正味財産の部				
正味財産			739,762,799	
(うち基本金)			(38,682,821)	
(うち正味財産増加額)			(6,157,698)	
負債及び正味財産合計			744,248,783	

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	38,623,741	59,080	0	38,682,821
合計(基本金)	38,623,741	59,080	0	38,682,821

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期末残高	備考
預金現金	692,588,279	695,446,313	
合 計	692,588,279	695,446,313	
未 払 金	4,182,050	4,226,697	
預 り 金	170,758	259,287	
合 計	4,352,808	4,485,984	
次期繰越収支差額	688,235,471	690,960,329	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	8,136,576	3,645,861	4,490,715
電話加入権	542,150		542,150
合 計	8,678,726	3,645,861	5,032,865

財 産 目 録

平成14年 3月31日 現在

(単位 円)

目		金 額	
資産の部			
1 流動資産			
預金現金			
現金	現金手許有高	499	
普通預金	UFJ銀行	42,471,962	
普通預金	UFJ銀行	621,601	
郵便貯金	郵政省	19,050,075	
郵便貯金	郵政省	70,037,069	
普通預金	横浜銀行	555,298,182	
普通預金	UFJ銀行	2,991,872	
普通預金	UFJ銀行	4,975,053	
現預金合計		695,446,313	
流動資産合計			695,446,313
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	UFJ銀行	38,682,821	
基本財産合計		38,682,821	
(2) その他の固定資産			
什器備品	パソコン他	4,490,715	
電話加入権	3583-9346他	542,150	
退職給与引当特定預金	UFJ銀行	5,086,784	
その他の固定資産合計		10,119,649	
固定資産合計			48,802,470
資産合計			744,248,783
負債の部			
1 流動負債			
未払金			
3月分通信運搬費等		4,226,697	
預り金			
雇用保険料		259,287	
流動負債合計			4,485,984
負債合計			4,485,984
正味財産			739,762,799

監 査 報 告 書

平成 14 年 5 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理 事 長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

橋 本 豊 

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の
監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の
正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事
の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載
金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の事実は認められない。

第2号議案（修正）

資料番号 3

（参考）

（平成 13 年度収支計算書）

会 計 別 説 明 資 料

会計別

収 支 計 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
収入の部				
1 基本財産運用収入	59,080			59,080
2 寄附金収入	27,574,758	27,574,758		
3 医療福祉支援等事業費収入	98,000,000		98,000,000	
4 国庫補助金収入	296,126,000			296,126,000
5 雑収入	190,661	50,416	125,786	14,459
当期収入合計 (A)	421,950,499	27,625,174	98,125,786	296,199,539
前期繰越収支差額	688,235,471	180,555,533	507,204,829	475,109
収入合計 (B)	1,110,185,970	208,180,707	605,330,615	296,674,648
支出の部				
1 事業費支出				
償い事業費	76,000,000	76,000,000		
医療福祉支援等事業費	47,040,561		47,040,561	
女性名誉尊厳事業費	186,858,061			186,858,061
2 運営経費支出				
管理費	93,215,472			93,215,472
人件費	66,396,668			66,396,668
事務費	26,818,804			26,818,804
運営審議会等経費	5,419,749			5,419,749
海外事情調査経費	8,792,718			8,792,718
3 特定預金支出				
退職引当預金繰入	1,840,000			1,840,000
4 基本財産繰入支出				
基本財産繰入	59,080			59,080
当期支出合計 (C)	419,225,641	76,000,000	47,040,561	296,185,080
当期収支差額 (A)-(C)	2,724,858	△ 48,374,826	51,085,225	14,459
次期繰越収支差額 (B)-(C)	690,960,329	132,180,707	558,290,054	489,568

会計別

正味財産増減計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金総理	拠出金総理	補助金等総理
増加の部				
1 資産増加額				
当期収支差額	2,724,858	△ 48,374,826	51,085,225	14,459
退職引当特定預金増加額	1,840,871	0	0	1,840,871
基本財産受入額	59,080	0	0	59,080
什器備品増加額	4,128,600	0	0	4,128,600
増加額合計	8,753,409	△ 48,374,826	51,085,225	6,043,010
減少の部				
1 資産減少額				
什器備品減価償却額	948,145	0	0	948,145
什器備品除却額	1,647,566	0	0	1,647,566
減少額合計	2,595,711	0	0	2,595,711
当期正味財産増加額	6,157,698	△ 48,374,826	51,085,225	3,447,299
前期繰越正味財産額	733,605,101	180,555,533	507,204,829	45,844,739
期末正味財産合計額	739,762,799	132,180,707	558,290,054	49,292,038

貸 借 対 照 表

平成14年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	695,446,313	132,180,707	558,290,054	4,975,552
流動資産合計	695,446,313	132,180,707	558,290,054	4,975,552
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	38,682,821	0	0	38,682,821
基本財産合計	38,682,821	0	0	38,682,821
その他の固定資産				
什器備品	4,490,715	0	0	4,490,715
電話加入権	542,150	0	0	542,150
退職給与引当特定預金	5,086,784	0	0	5,086,784
その他の固定資産合計	10,119,649	0	0	10,119,649
固定資産合計	48,802,470	0	0	48,802,470
資 産 合 計	744,248,783	132,180,707	558,290,054	53,778,022
負債の部				
1 流動負債				
未払金	4,226,697	0	0	4,226,697
預り金	259,287	0	0	259,287
流動負債合計	4,485,984	0	0	4,485,984
負 債 合 計	4,485,984	0	0	4,485,984
正味財産の部				
正味財産	739,762,799	132,180,707	558,290,054	49,292,038
(うち基本金)	38,682,821	0	0	38,682,821
(うち正味財産増加額)	6,157,698	△ 48,374,826	51,085,225	3,447,299
負債及び正味財産合計	744,248,783	132,180,707	558,290,054	53,778,022

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	38,623,741	59,080	0	38,682,821
合計(基本金)	38,623,741	59,080	0	38,682,821

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期末残高	備考
預金現金	692,588,279	695,446,313	
合 計	692,588,279	695,446,313	
未 払 金	4,182,050	4,226,697	
預 り 金	170,758	259,287	
合 計	4,352,808	4,485,984	
次期繰越収支差額	688,235,471	690,960,329	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	8,136,576	3,645,861	4,490,715
電話加入権	542,150		542,150
合 計	8,678,726	3,645,861	5,032,865

財 産 目 録

平成14年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金 現金手許有高	499			499
普通預金 (寄附金収支口座) UFJ銀行	42,471,962	42,471,962		
普通預金 (寄附金受入口座) UFJ銀行	621,601	621,601		
郵便振替 (寄附金受入口座) 郵政省	19,050,075	19,050,075		
郵便定期貯金 (寄附金口座) 郵政省	70,037,069	70,037,069		
普通預金 (拠出金口座) 横浜銀行	555,298,182		555,298,182	
普通預金 (拠出金口座) UFJ銀行	2,991,872		2,991,872	
普通預金 (補助金口座) UFJ銀行	4,975,053			4,975,053
現預金合計	695,446,313	132,180,707	558,290,054	4,975,552
流動資産合計	695,446,313	132,180,707	558,290,054	4,975,552
2 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金 UFJ銀行	38,682,821			38,682,821
基本財産合計	38,682,821	0	0	38,682,821
(2) その他の固定資産				
什器備品 パソコン他	4,490,715			4,490,715
電話加入権 3583-9346他	542,150			542,150
退職給与引当特定預金 UFJ銀行	5,086,784			5,086,784
その他の固定資産合計	10,119,649	0	0	10,119,649
固定資産合計	48,802,470	0	0	48,802,470
資産合計	744,248,783	132,180,707	558,290,054	53,778,022
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
3月分通信運搬費他	4,226,697			4,226,697
預り金				
雇用保険料	259,287			259,287
流動負債合計	4,485,984	0	0	4,485,984
負債合計	4,485,984	0	0	4,485,984
正味財産	739,762,799	132,180,707	558,290,054	49,292,038

監 査 報 告 書

平成 14 年 5 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理 事 長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

橋 本 豊 

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の
監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の
正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事
の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載
金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の事実は認められない。

償い金不足の対応について (案)

「基本財産の一部処分」の承認の件

(理 由) フィリピン、韓国及び台湾において、いわゆる元従軍慰安婦とされた方々へ国民的償いの事業を実施してきたところ、平成14年5月1日当該事業の申請者が確定し、早急に「償い金」を届けなければならない状況となっている。

しかしながら、現時点で「償い金」の原資としている国民各位からの寄附金(募金額)に不足が生じることになった。

このため、アジア女性基金の償い事業遂行上、止むを得ないものとして寄付行為第8条の規定により、基本財産の一部を処分し、償い金の不足を補う必要がある。

(処分の額) 償い金不足額 10,000,000円とする。

(説明) 2002.5.31現在の寄附金総収入額から償い金支出確定総額を差し引いた不足額で、単位(200万円)未満の端数を除いた額とする。

なお、基本財産の一部処分に係る所要の手続きは、理事会及び評議員会の承認を経たのち早急に事務局が行う。

(寄付行為 抜粋)

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本基金の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(参考資料)

基本財産と寄附金の管理状況

①14.3.31 現在	基本財産	38,000,000円
	基本財産運用	682,821円 (受取利息累計)
	合 計	38,682,821円
②14.5.31 現在	募金総額 (利息を含む)	560,570,265円
	償い金支出済総額	550,080,416円
	募 金 残 高	10,489,849円
③今後の支出	確定支出額 (10名分)	20,000,000円
	募金不足額 (5名分)	△ 10,000,000円 (単位未満残 489,849円)

なお、募金不足額は、基本財産の一部を処分して補い、本年6月10日を目処に償い金の支出を完了することとしたい。

寄附金（募金）に関する今後の対応について

1. 国民（拠金者等）に対する広報等

- (1) 募金への協力御礼と「償い金」に係る事業の終了報告（理事長談話に盛り込む）
- (2) 募金受入協力の日本赤十字、福祉協議会及び政府機関、地方公共団体並びにその他諸団体への協力御礼
- (3) 「償い金」に係る募金活動はその収支を明示し、終わった旨を広報する。

2. 寄附金（募金）受入口座開閉の有無

口座を閉じる場合は、期日を定めて事前（数か月）に広報する。

(参考) 寄附金に対する税制上の指定期日期限は、2002.10.11までとなっている。

3. 当面受入の募金額の扱い

募金額は一般会計として管理保管し、理事会の承認を得て用途を定める。

(例) 毎年度基本財産に繰り入れる処置等が考えられる。

寄附金年度別収支状況

(14.5.31現在)

【部内資料】

(単位：円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③－④
	寄附金	寄附金累計 ①	利 息	利息累計 ②	収入累計 ①+② ③	当年度支出・人数	人	支出・人数累計 ④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	257,620	2,351,527	446,873,365	92,001,200	46	326,017,184	163	120,856,181
12年度	83,603,344	528,125,182	96,008	2,447,535	530,572,717	24,000,000	12	350,017,184	175	180,555,533
13年度	27,574,758	555,699,940	50,416	2,497,951	558,197,891	76,000,000	38	426,017,184	213	132,180,707
14年度 (14.5.31現在)	2,371,504	558,071,444	870	2,498,821	560,570,265	124,063,232	62	550,080,416	275	10,489,849

関係資料

外務省報道ぶり

1-10

戦後補償ネットワークFAX

11-12

新聞切り抜き

「慰安婦」・戦後問題関連

13-14

新聞切り抜き

女性・人権問題関連

15-19

新聞切り抜き

AWF関連

20-22



**LOLAS Para Sa Kapayapaan at Kumpensasyon
(LOLAS Kampanyera)**

Reception Center: Unit 101, Bagong Silang Condominium, P. Martinez St.,
Mandaluyong City, Philippines
Postal Address: P.O. Box 180, 1098 Manila, Philippines
Tel: (832) 433-1880 Fax (832) 928-8437
Mobile No. (93917) 528-8144 Email: lolas@indanet.com



30 May 2002

Mr. Junichiro Koizumi
Prime Minister of Japan

Thru: The Ambassador of Japan, the Embassy of Japan

Dear Prime Minister Koizumi,

We are Lolás Cora Bermejo and Juliana de la Cruz, former sex slaves victims from the Philippines. In 1997 and 1998, due to our personal financial hardships, we applied for the AWF (Asian Women's Fund) even when we knew that the Fund was simply charity Money, and not legal compensation. But despite our acceptance, we continue to be active in our struggle for state legal compensation because we know that only thru the fulfillment of the legal obligation of the Japanese government can we realize justice and reclaim our dignity as victims of Japanese sexual slavery in World War II.

Today, accompanied by the LOLAS Kampanyera, the latest group of former comfort women victims, we decided to return the written apology letters from the Japanese Prime Minister which accompanied the AWF cash fund distributed to us as part of the package. We express our deep sentiment that the apology letters, unsigned by the Japanese Premier, when given to us, were insincere and does not reflect the legal obligation of the Japanese government which remains unfulfilled up to this day. If your government gives charity money and not state compensation, can your letter to the victims be sincere?

Therefore, please heed our demand for the Japanese government to settle its past with honor and dignity to the victims. The war with Japan in WW II is over, but the anguish and pain we experienced as victims of Japanese wartime sexual slavery remains.

Sincerely yours,

Cora Bermejo

Lola CORA BERMEJO

Juliana de la Cruz

Lola JULIANA DELA CRUZ

P.S. Attached are the apology letters of the Japanese Premier.

5 May 2002

Mr. Junichiro Koizumi
Prime Minister of Japan
Tokyo, Japan

RE: Return of Apology Letter

Dear Prime Minister Koizumi,

I am Lola Julia Porras, a former sex slave victim of the Japanese Imperial Army during World War II. I was 18 years old when I was abducted from our house in the village of Bingcungan, Davao del Norte by a truckload of Japanese soldiers and brought to their military garrison in Esing, Davao. I was subjected to sexual slavery for a period of eight months in 1944, forced to serve more than a hundred soldiers during that entire period.

In 1992, I was one of the victims that went public to be recognized as a former sex slave. I joined the lawsuit filed by Japanese lawyers in 1993 for 46 Filipino plaintiffs at the Tokyo District Court. Presently, I am an active member of the AWHRC LOLAS (or Lolae Kampanyera Para Sa Kapayapaan at Kumpensasyon), I join the monthly demonstration in front of the Japanese Embassy and I regularly visit the members of the House of Representatives in the Philippines to appeal to them to assist us in our demand for state legal compensation and an official apology from the Japanese government.

In 1996, the Japanese government offered the privately funded Asian Women's Fund to the Filipino victims. I was against the idea of accepting the fund because this was charity money, and not the state legal compensation that the Philippine victims have been demanding. I protested strongly and for three years, I was against the Fund. In 1999, due to my husband's serious medical condition, I decided to accept the privately funded Asian Women's Fund. I was also given an "apology" letter from the Japanese Premier and from the AWF. Deep inside of me, I strongly resisted this, so even if I accepted the Fund, I continued to join the other victims in LOLAS in our monthly demonstrations against the Fund, and to show to the Japanese government and the international community that the AWF cannot realize the justice that we deserve. And for me it is clear that justice for the former sex slave victims could only be achieved thru the state compensation which should go along with the official apology. In this regard, I would like to express to you my continued desire to fight for the legal compensation as the obligation that must be fulfilled by the Japanese government. And I state that the "apology" letter given by the Japanese premier in 1999 as part of the AWF package is insincere and therefore, I requested our supporting group in Tokyo to return the AWF apology letter signed by the Japanese Prime Minister to your office.

Thank you for your attention, and I hope strongly that you would heed my deepest wish as a former sex slave victim to realize justice before I die.

Sincerely yours,

Jonas

Lola JULIA PORRAS, 73

Contact Address: Lolae Kampanyera, Unit 101, BSMRC, P. Martinez Street, Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines with telefax: (632) 928 94 37 and (632) 4931830.



LOLAS Para Sa Kapayapaan at Kumpensasyon (LOLAS Kampanyera)

Reception Center: Unit 101, Bagong Silang Condominium, P. Martinez St.
Mandaluyong City, Philippines
Postal Address: P.O. Box 190, 1000 Manila, Philippines
Tel: (832) 433-1580 Fax: (832) 828-8437
Mobile No. (83817) 528-9144 Email: lolaship@indanet.com



PRESS STATEMENT

For May 30, 2002 Filipino Sex Slave Victims Rally

We, the Lolaship Kampanyera - victims as well as supporters, hold our monthly demonstration and vigil in front of the Japanese Embassy today, May 30, for the year 2002. Our action today wishes to call on Japan to settle its past with sincerity, and with dignity to the victims.

Since 1992, when Lola Rosa Henson, the first Filipino victim, came out to be recognized as a former Japanese sex slave, we have kept a vigil in front of the Japanese Embassy in Manila sometimes weekly, sometimes monthly, sometimes once every three months. It is more than half a century now since the end of World War II, but the suffering we endured from the Japanese administered comfort women system - an atrocity of military sexual slavery, remains until this day. It is because the Japanese government has not faced up to its obligation to legally compensate the victims of sex slavery.

In 1995, the Japanese government tried to divide the Asian victims unity by offering charity money to the victims of sex slavery. The Filipino victims were the most vulnerable. Having received no financial support and assistance from its own Philippine government, unlike the victims of Korea and Taiwan who were given financial support by their respective governments, a number have opted to apply and accepted the fund until the AWF finally closed its program last August 2001. Majority of Filipino Lolaships received the fund because of their weak financial and economic position. However, all have opted to continue their struggle for legal compensation.

Today, three Filipino victims who received the Fund (AWF) have decided to return the letters of apology from the Japanese premier back to the Japanese government. Lola Julia Porras returned this apology letter last May 5, 2002 thru a delegation of Japanese supporters in Tokyo. Lolaships Cora Bermejo and Lola Juliana dela Cruz are returning their letters today, at the Japanese Embassy in Manila.

We support the action of the three Filipino victims - their message is clear. The apology letters given them, which accompanied the AWF money given them, are insincere. AWF is charity money, not legal compensation. The apology letters should express the fulfillment of Japan's legal obligation to the victims but it does not. The victims/Lolaships state that the letters are not even signed personally by the Prime Minister, these were only pro-forma letters. Therefore, they can only accept the apology if state legal compensation is finally given them as the expression of support.

小泉純一郎総理大臣への書簡

日本 小泉純一郎総理大臣 貴下

私たち、アジア各国・各地域から参加した民間団体代表と人士、日本（「大日本帝国」）による被害者たちは、朝鮮民主主義人民共和国の首都ピョンヤンにおいて「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム」を開き、貴下にこの手紙を送ります。

本シンポジウムにおいては、かつて 20 世紀に日本が朝鮮をはじめアジア諸国を侵略して犯した罪業が、国際法に乱暴に違反した重大な人道に対する罪として絶対に許されないものであり、従って日本当局は早急に過去を清算するべきであるという問題が集中的かつ広範に論議されました。

周知の通り、日本の過去の清算問題は今日に至ってはじめて提起された問題ではありません。

日本の過去の罪業に関する問題は、既に久しい前から被害国のみならず国連をはじめとする国際機構や NGO によって真剣に取り扱われ、その早急な解決が日本当局に求められてきた国際的な未解決問題です。

日本当局は過去の真実を公開していませんが、日本が 20 世紀に犯した被害国における民間人虐殺と略奪、強制連行と強制労働、性奴隷制などのすべての人道に反する行為は、被害者に加えて、加害者、世界各国の目撃者、研究者、専門家、法律家によって、その加害の実態と真相がすでに疑いの余地なく確認されました。

この度のシンポジウムにおいて強調されたとおり、過去に日本が犯したすべての犯罪行為はその重大さと人道に反した性格からみて到底放置できない問題であり、その清算をこれ以上遅らせてはなりません。

被害者やその遺族はもとより、国際社会の正義と人類の良心がこれを許しません。

しかし、この問題に対する歴代日本当局の態度は、国際社会と世論の期待とは余りにもかけ離れていたため、各界の憂慮と憤激を呼びつつあります。

シンポジウムではドイツとイタリアなどの国々が戦後自らの誤った過去を清算するために誠実に努力しているにもかかわらず、ひとり日本だけがこうした国際的な流れを回避していることが指摘されました。

実際、日本当局は過去の清算はおろか、過去の罪業を歴史の闇に隠蔽し、それに対する相応の謝罪と補償を回避するために、戦後半世紀が過ぎ新しい世紀の 2 年目を迎えた今日までも自らの過去を正当化し、公然と擁護しており、再び軍国主義の復活と自衛隊の海外進出により、侵略的な過去を再現しようとしています。

日本当局を代表する貴下自身が数回にわたって「靖国神社」を参拝した事実もこうし

た脈絡から考察され、アジア地域の人民と広範な社会の憤激を呼んでいます。

特に本シンポジウム参加者は、日本が最大の被害を与えた被害国であり隣国である朝鮮民主主義人民共和国に対して何の謝罪や補償もせず、むしろこの半世紀以上も敵対的かつ非友好的な対朝鮮政策を実施してきたことを厳しく糾弾しました。

シンポジウム参加者は、過去についての日本当局の態度が時代の要請と人類の志向に対する乱暴な挑戦であり、被害者や被害国に対する嚴重な冒瀆であると判断し、貴下がこれに対する日本当局の責任を痛感し、相応の指導力を発揮して次のような正しい政治決断をすることを求めます。

第一に、日本政府は、自らの過去の侵略と犯罪を認めた上で責任者を法的に処罰し、すべての被害者と被害国に対して公式の謝罪、並びに納得できる補償をしなければなりません。

第二に、日本政府は、不当な歴史歪曲行為と軍国主義復活策動を直ちに中止し、実際の行動によって再び犯罪的な過去の歴史を繰り返さないという意思を内外に示さなければなりません。

第三に、日本政府は、かつて朝鮮民族に犯したはなはだしい罪科に対する清算が朝日関係解決の中核的問題であることを認め、過去の清算問題に誠意をもって臨み、時代遅れな対朝鮮敵視政策を根本的に改めなければなりません。

第四に、日本政府は、一日も早い朝鮮統一の実現が東北アジアの緊張解消、並びに恒久的な安全を保障する唯一の打開策であることを正しく認識し、6・15 北南共同宣言の履行を妨げるような行動をしてはなりません。

私たちは、以上の問題への早急な解決が日本の道徳的かつ国際的イメージを変え、アジアの人民との真の和解と信頼を図るために重大であることを再度強調し、日本の国政を担っている貴下が世界の公正な世論に耳を傾け、積極的措置を講じることへの期待を表明します。

日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム 参加者一同

2002 年 5 月 4 日 ピョンヤン

朝鮮代表団団長：洪善玉（「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会委員長）

韓国代表団団長：尹貞玉（挺身隊問題対策協議会名誉代表）

中国代表団団長：劉宝辰（河北大学副教授・華工問題研究室主任）

台湾代表団団長：王清峰（台北市婦女救援社会福利事業基金会創立者・初代理事長・弁護士）

フィリピン代表団団長：ネリア・サンチョ（アジア女性人権協議会コーディネーター）

インドネシア代表団団長：マルディエム（元「慰安婦」）

米国代表団団長：李東雨（ワシントン挺身隊問題対策協議会代表）

日本代表団団長：土屋公献（元日本弁護士連合会会長）

Letter to Goizumi Junichiro, Prime Minister of Japan

Prime Minister Goizumi Junichiro,

We, representatives of civilian organizations, individual figures and victims of Japanese atrocities from different countries have held the Asian Regional Symposium demanding liquidation of Japan's past in Pyongyang, capital of the Democratic People's Republic of Korea, in which we send this letter to you.

The symposium focused on the issue that the Japanese authorities should make an immediate settlement of its past, for the criminal acts of old Japan concerning its invasion against different countries of Asia constitute a wanton violation of international laws and therefore, belong to the category of capital crime against humanity.

As you know well, the settlement of Japan's past is not a new issue.

It is an outstanding international issue that has long been discussed hotly not only in victimized countries but also in the NGOs, the United Nations and other international organizations, and whose earlier solution has strongly been urged upon the Japanese authorities.

Although the Japanese authorities have never open the real picture of its past to the public, the truth of all their crimes against humanity, including the massacre of civilian people, massive plunder, forced conscription and slave labour in the victimized countries, has already been eloquently verified by the victims, offenders, witnesses, researchers, experts and lawyers throughout the world.

As has been emphasized in this symposium, all the crimes committed by old Japan allows no further neglect for their grave and inhumane character.

The international justice and conscience of humanity, let alone the victims and their bereaved families, will not tolerate it.

But the attitude of the successive Japanese authorities towards this issue runs headlong against the expectation of the world people and international social circles, and is now stirring up apprehension and indignation of all people.

It has been unanimously pointed out in this symposium that Germany, Italy and other countries have made honest and sincere efforts for the settlement of their wrong past whereas only Japan obstinately turns blind eye to this international trend.

In fact, in order to cover up their past crimes behind the black curtain of history and escape from due apology and compensation instead of liquidating its past, the Japanese authorities are making all vicious attempts to justify and cover their past even today, the second year of a new century. They now try to repeat its aggressive past with resurrection of militarism and overseas expedition of the "Self Defense Corps".

The several visits by you, the supreme representative of the Japanese government to *Yasukuni-jinja* is interpreted in this context, giving rise to urging indignation of all social circles.

In particular, the participants in the symposium have strongly denounced Japan for its refusal to make due apology and compensation, and for its half-a-century-long hostile policy towards Korea, the most severely victimized country and its neighbor.

Having reaffirmed that the attitude of the Japanese authorities towards its past is a wanton challenge to the demand of the times and grave insult to victims and victimized countries, the participants urge you to recognize the responsibility of the Japanese authorities and exercise your full leadership power to make right political decisions to the following effect:

First, the Japanese government must recognize its past of aggression and crimes, and on that basis, inflict legal punishment on those responsible and make formal apology and acceptable compensation to all the victims and victimized countries.

Second, the Japanese government must refrain from unjust moves to distort history and revive militarism, and show its will with practical deeds at home and abroad that it will never repeat its criminal history.

Third, the Japanese government must realize the settlement of its past is the key to the normalization of DPRK-Japan relations, make honest and sincere approach towards it and bring about fundamental change of the anachronistic hostile policy towards Korea.

Fourth, the Japanese government must have a correct understanding that an early reunification of Korea is the only solution to détente and durable stability in the North-east Asia and refrain from obstructing the implementation of the June 15th North-South Joint Declaration.

Reiterating the fact that the earlier solution to this issue is of great importance for improving the moral and international image of Japan and promoting genuine reconciliation and trust with the people of Asia, we express our expectation that Your Excellency lend a close ear to the just public opinion of the world and take positive measures.

Participants in "Asian Regional Symposium Demanding Liquidation of Japan's Past"

4th May Juche 91 (2002)
Pyongyang

戦後補償実現！FAX速報 No.378 2002 5.27.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfriyo@aol.com

◆台湾人元BC級戦犯訴訟2審福岡高裁宮崎支部も請求棄却

5月21日福岡高裁宮崎支部(馬淵勉裁判長)は、第2次大戦中ボルネオの捕虜収容所監視員を務め、戦後BC級戦犯として15年の禁固刑を宣告され、11年間巣鴨刑務所などで服役し、1956年8月に釈放された台湾・高雄出身の元日本軍軍属林水木(ハン・シ、76歳、72年に日本に帰化し、現在宮崎県在住)さんが国に謝罪と2500万円の補償を求めた裁判の控訴審で、「憲法がただちに戦争被害者の国に対する謝罪、補償または賠償の請求権を認めるものではない」として01年2月の1審宮崎地裁判決(本紙326・327号参照)を支持し、訴えを棄却した。韓国籍の元BC級戦犯の訴えもすでに2回最高裁で返けられているため(本紙283、360号参照)、司法の場での解決は難しいとみられ、今後立法解決への期待が一層高まると予想される。(5/21朝日速報、22産経)

◆中国人強制連行被害者・遺族が国と鹿島・ハザマに謝罪と補償求めて前橋地裁に提訴

27日、第2次大戦中に日本に強制連行され、群馬県の地下トンネル工事などで過酷な労働を強いられた中国人15人と死亡した2人の遺族13人の計31人が国と建設会社の鹿島、ハザマ(間組)を相手取って、国に総額4億6440万円の損害賠償と新聞への謝罪広告の掲載を求める訴訟を前橋地裁に起こした。中国河北省在住の王徳路さん(95)ら20人は、旧日本軍によって1944年から45年にかけて群馬県に強制連行され、群馬県月夜町の発電所導水トンネル掘削工事や太田市の旧中島飛行機製作所地下工場建設のため鹿島と間組に使役され、連日長時間の重労働を強いられ、見せしめに暴行を受けたり、食べ物を与えられないなどの過酷な待遇を日常的に受け、肉体的にも精神的にも多大な苦痛を受け、賃金も一切支払われていないという。(5/27時事・共同、NHK、朝日速報、毎日夕刊、28読売、Japan Times)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」参議院内閣委で審議入りへ

昨年11月に先の臨時国会に民主・共産・社民の3野党が共同提案し、継続審議となっていた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」が6月初旬から参議院内閣委員会で審議に入る見通しになった。00年11月に民主党案が、昨年6月に3党案が趣旨説明まで行なわれたが、実質審議に入るのは今回が初めて。3党の提出議員らによれば、参議院内閣委員会の理事会で与党側も審議入りに同意し、6月19日までの残された会期中でできるだけ被害者らの声を反映した中身のある審議をめざす方針。これを受けて31日(金)13:00衆議院第2議員会館第1会議室で報告集会と決起集会を兼ねた集会が3党の議員の呼びかけで開かれる。(別記参照)

◆ドイツ・ラウ大統領、イタリアのナチス親衛隊による虐殺跡地を訪れ「罪を直視」と演説

4月17日ドイツのラウ大統領はイタリア北部の小さな町マルザボットを訪問。58年前の1944年9月にナチス親衛隊(SS)が対独抵抗運動への報復として子ども216人を含む住民約960人を6日間で虐殺した跡地で、遺族を含む住民数百人を前に演説し、「悲しみと哀悼、

恥じ入る気持ちで一杯だ。ドイツ人は暴力と計り知れない悲しみをもたらした。後の世代もこの罪を直視し続けなければならない」と語りかけた。大統領は「謝罪」「お詫び」の言葉を用いなかったとのドイツ紙の指摘もあるが、同大統領の言葉は「人間としての心のこもった言葉」としておおむね被害者・住民側に受け入れられた。戦後初めてのドイツの元首の訪問に住民側の視線は厳しかったが、デマリア町長も「訪問は和解に向けた行動だ」と評価した。他方、同町長らは事件に関与した個人の訴追を求めている、虐殺を指揮した元少佐(故人)がイタリア軍事法廷で終身刑を言い渡され、後に模範囚として85年に釈放された後、新たな訴追がないことに遺族らの不満がくすぶっている。(4/19、5/24朝日)

◆祐天寺の朝鮮半島出身の旧日本軍人・軍属の遺骨1136柱を日韓の僧侶が合同法要

25日、東京・目黒区の祐天寺に眠る第2次大戦で亡くなった朝鮮半島出身の旧日本軍人・軍属の引き取り手の判明しない遺骨1136柱(韓国側705人分、北朝鮮側431人分)の合同法要が宗派を超えた日韓の仏教者の協力で、執り行われた。韓日仏教文化交流協議会(徐正大会長)と日本側の日韓仏教交流協議会(宮原昭彦会長)が共催し、韓国側約120人、日本側約150人の僧侶や関係者が集まった。厚生労働省の発表では、第2次大戦中に旧日本軍人・軍属として動員され朝鮮半島出身者は約24万人、内約2万2千人が亡くなり、ほとんどの遺骨は遺族に返還されたが、遺族が判明しない1136柱は骨壺に入れられて同寺に預けられている。10年程前から日韓の仏教者らが人道的な立場から故郷に返すよう働きかけてきたが、98年に4人分を返還して以来、返還事業は止まったまま。韓国側の協議会がW杯開催に合わせて、「政治任せにせず、民間の仏教者が中心になって一括返還を促進させよう」と日本側に呼びかけ合同法要が実現したもの。(5/25朝日・読売夕刊)

◆【メディア紹介】各紙・誌から：「毎日」3月18日付はナチス強制労働補償基金のドイツ側の交渉役だったラムズドルフ元独経済相(元自由党党首)のインタビューを全面で掲載。過去への責任・補償に対する日本の姿勢に問いを投げかけた。「朝日」4月3日付連載「日米同盟展望」にはフォーリー前駐日大使が登場し、元捕虜への補償問題について言及。「元捕虜を沈黙させることはできない」「議会が補償法案を通すべき」と語り、日本政府・企業の対応が遅れ、元捕虜への補償問題が日米間の深刻な政治課題のひとつに浮上したことを認めた。「週刊金曜日」4月5日号は、東チモール、インドネシア、韓国の「慰安婦」問題を扱った記事を3本掲載。元「慰安婦」の現状と問題解決に向けた取り組みを多角的に報じた。「朝日」5月21日付「私の主張」にも元抑留者の投稿「元捕虜は沈黙しない」が掲載された。地味だが、各紙誌で戦後処理・戦後補償をめぐる論議は絶えることなく継続している。

■＜資料紹介＞『未来への架け橋・在韓軍人軍属裁判訴状集』

昨年6月に韓国人元軍人・軍属、遺族ら252人が靖国合祀絶止、遺骨・未払金返還、謝罪広告掲載などを求めて東京地裁に提訴した訴訟(本紙341号参照)の訴状、原告一覧表、原告陳述書、資料、関係者コメントなどを収録。A4版88頁、700円+送料270円。申込先=在韓軍人軍属裁判を支援する会関東事務局 F047-375-5291。

■＜案内＞元「慰安婦」の補償と名誉回復のために！「戦時性的強制被害法案」報告決起集会

5月31日(金)13:00、衆議院第2議員会館第1会議室、呼びかけ=千葉景子・円より子・岡崎トミ子・吉川春子・八田ひろ子・大脇雅子・田嶋陽子ほか衆参議員。連絡先=岡崎トミ子事務所 T03-3508-8314、吉川春子事務所 T3508-8441、田嶋陽子事務所 3508-8406。

2002 年 5 月 22 日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金 御中

理事長 村山 富市 様

(社) 韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会

日本の戦後責任をハッキリさせる会

「従軍慰安婦」緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会

高槻むくげの会

日本に具体的な戦後の対処を求める韓国の元「慰安婦」などの被害当事者団体と、その支援・共同行動を行ってきた私たちは、「基金反対運動」ではなく、日本政府の補償を基本的前提としながら、問題や不十分さはあっても具体化した「基金」をより前進させ、有効な一歩とさせたいと考えてきました。結果として、それを受ける・受けないを決めるのは被害当事者であるとの姿勢をとりました。

アジア女性基金の韓国事業の受付終了したいま、皆様方に、以下の要請をいたします。

要 請

1. 「基金」償いの事業——韓国での事業について、現状の説明をお願いいたします。
2. 元「慰安婦」らに対する、現在の「基金」の姿勢、考え方をうかがいます。
3. 申請・実施を終了した後、「基金」は「慰安婦」問題にどのように取り組む方針か、うかがわせてください。
 - 1) 事実調査、資料整備、それらを歴史に残す施策の実施を要望します
 - 2) 生存者へのなんらかのケアについて、「基金」と政府に実施策を要望します
4. 「慰安婦」問題を含めて、日韓その他関係国との間で、戦後の日本の対処が依然重要な課題です。

さらに未来に向けて、信頼回復と交流推進のプログラムが必要だと考えます。

「基金」は、そうした計画の実現を政府に働きかけるなど、つよく推進していただきたい。

 - 1) 交流センター（集会・研修室、資料サービスなど。体験者たちと日本・韓国の若い人たちの懇談交流…）。あわせて、居住・医療施設（宿泊なども）の実現を要望いたします。